



障がいサポーター

養成講座

開催団体を
募集!!



事業者・地域団体・ボランティアグループなど今後の運営に…活動に…おすすめの講座です!!

平成 28 年 4 月 1 日より**障害者差別解消法**（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が施行されました。この法律では、障がいのある方に対し「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。この法律でいう障がいのある方とは、障がい手帳の有無に関係なく、障がいや社会の中にある障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象となります。



- ▶ 障がいといっても、いろいろです。病気や事故、加齢により誰でも生じる可能性があります。
- ▶ 障がいは人によって特性はさまざまです。聴覚障がい、内部障がい、精神障がい、発達障がいなど、外見だけではわからない障がいもあります。

障害者差別解消法

2つのポイント



不当な差別的な 取り扱いとは？

行政機関や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることを禁止しています。



合理的配慮の 不提供とは？

行政機関や事業者に対し、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の説明があったとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者については、対応に努めること）を求めています。



障がいサポート養成講座では…

講師も教材もすべて無料でご用意いたします!!
地域団体で…学校で…役所で…レストランで…病院で…
障がいサポーター養成講座を開催して、障がい者への対応を学びませんか。
講師が地域や職場に出向いて、専用のテキストや DVD を使ってやさしくお教えします。

